

施設ご利用の皆様へ

松風園の施設利用について（利用規定）

指定管理者安藤造園土木株式会社

松風園管理事務所

TEI：FAX 092-524-8264

◆施設の利用時間◆

- ・午前9時～午後5時

（この時間には利用者による後片付けと貸出し道具の返却・点検まで含みます）

※午前：9時～12時 午後：13時～17時

◆利用申請◆

- ・申請書を受付けた時点で正式なご予約といたします。
- ・利用希望が同日同時帯に重複した場合は、申請書の先着順に優先いたします。
- ・キャンセル、変更等は必ずご連絡ください。利用日の7日前までは料金は発生しませんが、利用取り止め届けの提出が必要です。その後はキャンセル料が発生しますのでご注意ください。
- ・利用料金の精算は15時までをお願いいたします。

◆施設の利用について◆

- ・食事は必ず予約の部屋でお願いいたします。酒類の持ち込みは禁止です。
- ・食事準備等の台所利用は、他の利用者とは共同になる場合があります。
- ・テーブル、やかん、湯のみ等は備品があります。備品利用はセルフサービスです。お茶の葉は各自ご持参ください。後片付けまで利用者で行い、ゴミはお持ち帰りください。
- ・建物は一般入園者と共用の施設ですので、他の入園者の通常の話し声、歩行はご了承ください。
- ・公園の静けさを損なう騒音は出さないでください。
- ・立入禁止の表示がある場所には入らないでください。
- ・駐車場での事故、盗難、トラブル等の責任は負いません。
- ・指定された駐車場以外への車両の乗り入れはできません。
- ・入園後に一旦外出されて再入園される場合は、外出時にスタッフにご相談ください。
- ・お帰りの際は、必ず事務所に声をかけてください。

お茶会にてご利用の方へ

- ・必要な消耗品はご持参ください。（抹茶、花、茶筌、茶巾、黒文字、茶漉し等）
- ・灰型の準備は利用者でお願いします。
- ・貸出道具には高価なものもありますので、丁寧にお取り扱いください。紛失、破損等の場合は弁償していただきます。
- ・貸出道具の利用前後に、点検させていただきます。
- ・道具の追加は事務所にお申し出ください。
- ・ご利用は16時半までとなっております。

許可できないもの（福岡市公園条例第4条）

- 1.他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品または動物の類いを携行する場合。
- 2.公益を害するおそれがあると認められる場合。
- 3.その他、公園管理上支障があると認められる場合。
- 4.過去において、公園管理上の指示に従わなかった場合。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご利用に際し、相談等がある場合はお気軽に事務所へお申し出ください。